

令和元年度 ベンチャー企業成長支援業務委託
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 令和元年度「ベンチャー企業成長支援業務委託」をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 参考見積書
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業目的の理解度と目標設定
- (2) 事業スケジュール
- (3) 本市施策との連携内容
- (4) ベンチャー企業成長支援拠点の立地場所
- (5) ネットワーク型ベンチャー企業成長支援の内容
- (6) 市内外からベンチャー企業を呼び込むネットワーク、手法
- (7) 支援者のネットワークを拡大し、ベンチャー企業等とのオープン・イノベーションを推進するコーディネーション、体制
- (8) 拠点の運営及び窓口業務の内容
- (9) 継続支援及び企業立地支援の内容

- (10) 広報、プロモーションの内容
 - (11) 地域性を踏まえた取組の新規性
 - (12) 実施体制の構成・人数
 - (13) 類似業務の受託実績等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 経済局 副局長
 - 副委員長 経済局 中小企業振興部長
 - 委員 経済局 成長戦略推進部長
 - 経済局 新産業創造課長
 - 温暖化対策統括本部 SDGs 未来都市推進課長
 - 政策局 大学調整課長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
 - 5 評価委員の採点の合計点数が満点の6/10以上の中から、もっとも点の高い者を受託候補者とする。
 - 6 評価が同点の場合は、次の順序で上位の提案をプロポーザルの上位者とする。
 - (1) 加重項目の合計点が上位の者
 - (2) 業務内容に関する視点の合計点が上位の者
 - 7 委員長は、評価結果を経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会について、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年5月14日から施行する。